

○育林事業施行成績評定基準

平成25年3月21日 道有林第865号
各（総合）振興局森林室長あて
（石狩、檜山、宗谷、根室を除く）
道有林課長

[沿革] 平成26年3月31日道有林第905号改正

第1 通則

評定は、正確な資料及び監督又は検査により確認した事実に基づき、現場の条件等を勘案の上、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

第2 評定項目

評定は、次に掲げる考査項目について行うものとする。

考 査 項 目	
評 価 項 目	細 別
1 施工体制	I 施工体制一般
	II 配置技術者
2 施工状況	I 施工管理
	II 工程管理
	III 安全対策
	IV 対外関係
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形
	II 品 質
	III 出来ばえ
4 事業特性（加点のみ）	I 事業特性
5 創意工夫（加点のみ）	I 創意工夫
6 地域性	I 地域への貢献等
7 法令遵守等（減点のみ）	
8 その他（減点のみ）	

第3 評定方法

- 1 評定者は監督員、主任監督員等、検査員とする。
- 2 評定については、「育林事業成績採点表」（様式1-K①）及び「細目別評定点採点表」（別記様式1-2）で行うこととし、「考査項目別運用表」（様式-2~4）で該当する事項を育林事業成績採点表の考査項目欄の加減点を記入するものとする。
なお、評定にあたっては、「記入方法及び留意事項」（別紙1）及び「育林事業施工プロセスチェック」（別紙2）を考慮するものとする。
また、育林事業における「事業特性」、「創意工夫」、「地域性」に関しては、受注者は当該事業における実施状況（別紙3）を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- 3 評定者ごとの評定点は、第2項により付された各考査項目ごとの評価点を、標準点（65点）から加減した値とする。
- 4 育林事業の合計評定点は、次により算出するものとし、合計評定点の算出に当たっ

ては小数第1位を四捨五入するものとする。

合計評定点＝（監督員の評定点）×0.34＋（主任監督員等の評定点）×0.26＋（検査員の評定点）×0.4－（法令遵守等の評価点）－その他

5 細目別評定点は別記様式1-2により算出するものとし、算出にあたっては小数第4位を四捨五入するものとする。

6 前項の合計評定点の算出において、検査員の評定は、完成検査の結果に部分検査の結果を合わせ、事業全体を通じた評定とする。

第4 評定の特例

1 契約を解除した場合

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における事業の出来型等について評定するものとする。ただし、引渡しを受ける必要がある事業の出来型がない場合は、この限りでない。

(2) 道の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該育林事業は評定の対象としないものとする。

第5 評定の修正

1 要領第7の「評定を修正すべきと認める場合」とは、育林事業の請負契約書に基づく瑕疵担保期間中に事業目的物に瑕疵があることが判明した場合において、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害に賠償を請求したときは、評定を修正するものとする。

2 前項の評定を修正する場合は、合計評定点から重要な瑕疵は20点を減ずることとする。

第6 その他

1 この基準は公表するものとし、その方法等については「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）の例によるものとする。

2 この基準に定める他、各育林事業の契約における減点等の措置はその契約による。